

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定等の方法の見直しについて

計205枚（本紙を除く）

Vol.115

平成21年9月30日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護認定係・内線 3944）
FAX：03-3595-4010

老発 0930 第 4 号
平成 21 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の廃止について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置については、「要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について」（平成 21 年 4 月 17 日老発 0417001 号厚生労働省老健局長通知。以下「平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知」という。）において、平成 21 年 4 月 17 日から実施しているところである。

本年 4 月からの要介護認定等の方法の見直しについては、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検証を行い、その結果、要介護認定等の方法を見直すこととされたところである。

これらを踏まえ、今般要介護認定等の方法を見直したことに伴い、平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知は、平成 21 年 9 月 30 日限りで廃止する。

なお、平成 21 年 9 月 30 日以前に申請が行われ、平成 21 年 4 月老発 0417001 号通知の経過措置による要介護認定等がなされた場合、当該要介護認定等の有効期間が終了するまでの間、その効力を有する。